

## 一般社団法人 日本家族看護学会 社会活動・政策委員会規程

(名称)

### 第 1 条

一般社団法人日本家族看護学会(以下,本会という)は,定款第 38 条にもとづき,理事会のもとに社会活動・政策委員会(以下,委員会という)を置く。

(目的)

### 第 2 条

委員会は,本会の社会活動・政策に関わる事項を審議し,会員の利益に資するその実務にあたる。

(活動)

### 第 3 条

委員会は,前条の目的を達成するため,次の活動を行う。

- (1) 家族看護学に関わる社会活動・政策に関わる情報の収集と発信
- (2) その他,委員会あるいは本会が必要と認めた事項

(構成)

### 第 4 条

委員会は,委員長 1 名を含む計 5 名程度で構成する。委員長には理事を充てる。委員の選出にあたっては,委員会担当理事が理事会に候補者を推薦し,承認を得る。委員の任期は,原則として 2 年とする。ただし,再任は妨げない。また,辞任又は任期満了後においても,後任者が就任するまでは,その職務を行わなければならない。

(会議)

### 第 5 条

委員長は委員会を招集し,その議長をつとめるとともに,委員会事務を統括する。委員会は,委員現在数の過半数の出席(委任状による出席を含む)をもって成立し,出席委員の過半数をもって議事を決する。

(規程の変更)

### 第 6 条

本規程の改廃は,理事会における決議を経て総会に報告しなければならない。

### 第 7 条

この規程に定めるもののほか,委員会運営に必要な事項は委員長が委員に諮り,理事会の承認を得て定める。

附 則

この規程は,平成 28 年 8 月 27 日から施行する。

この規程は,令和4年9月10日から施行する.